

日中活動事業拡充への取り組みについて

1. これまでの取り組み：相談支援の充実

障がい者の地域生活支援には、ささいな不安や困りごとに寄り添い、暮らしに伴走する相談支援が必要不可欠です。そこで、のぞみ福祉会では精神障がい者支援の専門性を持った相談支援事業所がなかった吹南地区にムスカリ、同じく五月が丘・佐井寺地区にトロイムを設置するなど、吹田市で暮らす精神障がい者への相談支援機能の充実を目指してまいりました。

これまでの取り組み	
2018年8月	精神障がい者への専門性を持つ事業所が少ない吹田市南吹田にムスカリを開設。法人が展開する相談支援事業をシード、トロイムと合わせて3か所体制に
2019年4月	トロイムを吹田市泉町から吹田市五月が丘南に移転 3か所の相談支援事業所の担当地域を明確化

2. これからの取り組み：日中活動事業の充実化

また、障がい者の充実した地域生活にとって相談支援と同じように大切なのが日中活動の充実です。のぞみ福祉会では、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、生活訓練事業、生活介護事業と多彩な日中活動事業を展開することで、利用者の希望、課題、能力に合わせた社会参加の機会を提供し、人とかかわる中で自信と力を取り戻し、新しい生活の希望を得られるような支援を行っております。

しかしながら、最近数年間ののぞみ福祉会の事業状況を振り返る中で、法人が運営する日中活動事業所での利用者数の伸びが極めて少なく、地域のニーズに対応できていない状況が続いています。そこで、以下の方針で、日中活動事業での新規利用者受け入れ体制を整備し、地域のニーズに応えることを目指します。

これからの取り組み
1.相談支援事業の効率化
・トロイム、ムスカリを閉所し、相談支援事業をシードに集約することで事業の効率化を目指す。
2.職員体制の充実による日中活動事業の新規利用者受け入れ体制整備
・1.により、これまで相談支援専門員として活動をしていたベテラン職員の日中活動支援事業所へ再配置を可能にし、新規利用者の受け入れ体制を充実する。
・具体的には、以下の事業所を優先的に体制整備を行う
① 利用者の状況に合わせた多彩な生産活動と創作活動を展開し、安定した利用希望があるブルーリボン（生活介護事業）
② 就労移行と生活介護の多機能型事業所として幅広いニーズに対応するのぞみ共同作業所（就労移行支援事業・就労定着支援事業・生活介護事業）

事業計画書

2020年度 指定就労移行支援事業所 指定就労定着支援事業所 のぞみ共同作業所

1. 事業運営基本方針

- (1)利用者が事業所の利用を通じて自信を深め、希望する職業に就き、働き続けられるよう支援する。
- (2)地域住民と積極的に交流し、地域にとって必要な就労移行支援事業所を目指す。

2. 今年度事業目標

- (1)生産活動やプログラム等、事業所の支援を通して利用者が自分自身を理解し、長所を活かして働き続けることができるよう支援する。
- (2)利用者が、自身の生活状況を振り返り、就業生活の基礎となる生活リズムの安定を始めとした健康管理の力を高められるよう支援する。
- (3)利用者が雇用先企業に受け入れられるよう企業への支援を行う。
- (4)関係機関や地域住民からのニーズを広く取り入れるとともに、事業所や法人全体の活動について積極的に発信する。

3. 事業内容

(1)就労移行支援事業を地域に定着させるために

相談支援事業所、地域のクリニック、法人内の他事業所等、関係機関を定期的に訪問し、他機関のスタッフ、利用者と積極的に交流しながら地域からのニーズを把握するよう努める。また、事業説明会等を開催し、広く地域の方々に事業を知っていただく機会とする。今すぐではなくても、それぞれの方が必要なときにのぞみ共同作業所の就労移行支援事業を思い出してもらえるよう、継続して事業の取り組みを発信していく。

(2)就労に向けての支援

利用者の将来の希望を把握し、その実現のための具体的な目標を利用者とともに考える。すでに就労している方々の話を聞く機会や、地域の企業を見学する機会を設け、利用者が就労後のイメージを具体的に持てるようにする。訓練によって身につけられた知識や能力を実践する場として、職場実習の機会を提供する。就労支援員、生活支援員、職業指導員それぞれの視点で利用者をアセスメントし、互いに確認しながら支援を進める。

○生活支援

医療機関や家族等と連携し、利用者の生活状況や障がいの特性、精神科以外の症状等について把握した上で必要な支援を提供する。将来働き続けるために今どのような日常生活を送ればよいか、利用者ともに考える。利用者が本来持っている力を発揮するために、体調の変化や不調のサインを利用者自身が把握し、自ら対処や予防ができるよう支援する。

○職業生活やコミュニケーション

ビジネスマナー講座や SST などの講座を提供し、利用者が職業生活を続ける上で必要な知識や技術を習得できるよう支援する。生産活動については様々な方法で提供し、アセスメントの機会として活用する。生産活動を担当する職員によるミーティングの場を定期的に持ち、生産活動の内容やそれぞれの利

用者の状況について振り返る機会とする。

○求職活動への支援

職歴や訓練成果を振り返り、利用者が将来希望する生活や就きたい職業を具体的に描けるよう働きかける。自分に適した職業を選び、就労意欲を企業に伝え採用に結びつけられるよう支援する。事業の利用を通して、自分の特長や得意分野、健康管理に必要な情報、企業に求める配慮など働く上で必要な事項を見出し、企業に伝えられるよう支援する。

(3)就労後の支援

企業に対し利用者の適性や特性を伝えたり、また企業内で利用者への支援を行うなどして、利用者の雇用がスムーズに継続されるよう支援する。

(4)就労定着支援

就労後 6 ヶ月以上経過した利用者に対し、雇用した企業や医療機関、他の障害福祉サービス事業所等と連携し、利用者の就労が継続するよう支援する。利用者から働く上での希望や不安について相談を受けた際には、企業との調整を行い、社会の中で働く喜びを実感しながら長く働けるよう支援する。利用者が離職する場合には、利用者の希望に沿って相談支援事業所等と連携しながら支援を提供する。

(5)職員の資質向上

多様な障がいに対応して適切な支援を提供できるよう、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、法人内外の研修に参加する。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日及び毎月第 2 土曜日の 9 時 00 分～18 時 00 分までとする。

休日：日曜日と第 2 土曜日以外の土曜日。その他、5 月 3 日～5 日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日。

サービス提供時間：営業日の 9 時 00 分～16 時 30 分

(就労定着支援は 18 時 00 分まで)

(2)日課

9:00 朝礼・清掃 9:30 訓練①開始 12:00 昼休み 13:00 訓練②開始

14:30 訓練③開始 16:00 振り返り 16:30 終業

(3)年間予定

就労移行支援事業連絡会(月 1 回)、企業見学(年 2 回以上)、防災訓練(年 2 回)、障害者施設歯科健診(年 1 回)、就職者を祝う会(年 1 回)、就労移行事業説明会(年 4 回)

事業計画書

2020年度 指定生活介護事業所 のぞみ共同作業所

1. 事業運営基本方針

- (1)利用者の望む地域生活を実現できるよう、安心して通うことができる環境を整え、様々な方法で社会参加の機会を提供する。
- (2)地域との結びつきを重視し、他の福祉サービス事業所、医療機関等との連携を図りながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

2. 今年度事業目標

- (1)利用者が多くの人と出会い、生活の中に希望や楽しみを見つけることができるよう、多種多様なプログラム活動を提供し、「来ると元気になる事業所」を目指す。
- (2)地域の相談窓口としての役割を意識し、医療機関や他の相談支援機関との連携を深める。

3. 事業内容

(1)プログラム活動

福祉サービスの入り口としての役割を担うことを意識し、内容や開催時間等を工夫することで、まずは利用者が安心して参加できるプログラム活動を実施する。利用者の希望を取り入れながらスポーツや創作活動等プログラム内容の充実を図り、利用者が日常生活の中で興味の幅を広げられるよう支援する。

各種プログラム活動を通じ、利用者同士が良好な関係を作ることができるよう支援する。特に人との関わりが苦手な利用者や自信がない利用者を対象に少人数グループでの活動を実施し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。

(2)相談支援

地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える様々な問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。必要に応じて相談支援事業所や医療機関と連携する。

利用者の将来の希望や地域での生活について、寄り添いながらじっくりと聞かせてもらい、希望する生活の実現に向けて利用者とともに考える。

(3)地域交流活動

地域住民の障がいに対する理解を深めるため、事業所内にとどまらず公民館での講座など地域の活動に積極的に参加する。また、地域に向けての障がい者福祉に関する啓発イベントの企画に協力する。

実習生、見学者を積極的に受け入れ、事業所の活動内容を広く知ってもらう機会とする。さらに、利用者が地域のボランティア活動に参加することを促し、活動を支援する。

創作活動プログラムの作品を地域住民に向けて発表する場を持つことで、利用者の意欲向上につなげる。

(4)情報提供

機関紙「ガーデニア便り」や施設内掲示板を活用し、利用者やその家族に必要な情報を提供する。また、支援が必要なタイミングだと思われる利用者には個別に声をかけ周知に努める。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間 営業日：月曜日から金曜日及び毎月第 2 土曜日の午前 9 時～午後 6 時までとする。

休日：土曜日、日曜日、祝日。その他、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日。

サービス提供時間：営業日の午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

(2)月間予定

調理(月 8 回)、創作(月 4 回)、フリースペース(月 4 回)、グループワーク(月 2 回)、パソコンサロン(月 4 回)、ヨガ教室(月 2 回)、外出(月 1 回)、ピンポン(月 1 回)、ボッチャ(月 1 回)、便り編集作業(月 1 回)、ピアカウンセリング家族(月 1 回)、看護師さんを囲んで(月 1 回)

(3)年間予定

手話教室(5 月・8 月・11 月・2 月)、防災訓練(7 月、1 月予定)、バザー(年 1 回)、誕生日会(年 1 回)、生活介護連絡会(偶数月)

事業計画書

2020年度 指定自立訓練(生活訓練)事業所 のぞみ工作所

1. 事業運営における基本姿勢(地域におけるのぞみ工作所の価値を高めるために)

- (1)生活訓練とは、利用者が自らの力をアセスメントし、そこから将来の理想の生活を見つけるための、時間と社会を提供する事業であることを意識して運営する。
- (2)プログラムを定型化せず、利用者の目標と課題に合わせた多様な生活訓練を実践する。
- (3)職員一人ひとりの相談機能の向上を図り、生活訓練事業所である前に、地域における福祉の相談窓口としての役割を果たす。
- (4)様々な社会資源との連携を事業所の価値を発信する機会と捉え、積極的に連携をする。
- (5)法人が目指す理念の中で、生活訓練が担う役割とは何かを常に考えて事業を運営する。

2. 利用者への支援における基本姿勢(職員としての価値を高めるための取り組み)

- (1)利用者の希望と、生活に根差した支援を提供する
利用者が事業所の中で経験するすべての事柄が、現在の生活に役立ち、将来においても支えになっているか、常にプログラムや支援姿勢を問い直す機会を持つ。
- (2)利用者だけに変化を求めない。利用者から学び、自らも成長する
利用者の思いに共感する姿勢を忘れず、利用者と同じ目線に立って、それぞれが望んでいる将来を見つめられているか、自らを問い直す機会を持つ。
- (3)生活訓練での毎日が、利用者の将来にとって価値のある時間になるように支援する
利用者の人生の大切な時間を預かっているという意識を持ち、将来のために今必要な事業の利用方法を利用者とともに見つける。そしてそれが実践できているかを常に問い直す。

3. 具体的達成目標(のぞみ工作所における生活訓練の具体的な取り組みと目標)

- (1)利用者一人ひとりがリカバリーを感じられる社会を提供する
 - ①社会で暮らす不安を、社会で暮らすことへの期待に変える
利用者が事業所の中で、自らの力を活かした役割を得て、社会の中で自己肯定感と自己有用感を得られるように支援する。それを通して、人と人が支え合うという社会の仕組みを実感し、そこに参加して暮らすことに魅力を感じられるように支援する。
- (2)体験ができる機会と、体験を経験に変えられる環境を提供する
 - ①一緒に生活し、体験を共有しながら、一緒に気づく
生活技術や作業能力の向上を第一義の目的とせず、利用者が自らの可能性を知ることが最優先目標にする。そのために、利用者と共に「人と関わり合う生活」を共にし、その中で自然に繰り返される様々な成功やつまずきを共有し、それら一つひとつを一緒に振り返る。
 - ②事業を利用したからこそ出会える体験からの気づきに寄り添う
利用者がこれまでの生活では得られなかった、様々な生活の楽しみに出会える機会を提供する。そのために、市外の様々な場所を訪れる外出プログラムや多彩な文化活動、自主製品やリコーダーなどの発表の機会、軽スポーツプログラム、地域の開催される様々な行事をプログラムに取り込み、有効に利用す

る。

(3)家族のリハビリを応援する

事業を利用する中で本来の力と希望を取り戻す利用者を通して、家族自身もリハビリをしていくことを目指す。

①細やかな情報発信、自宅への訪問

電話や自宅への訪問などを通して、利用者がどのような生活訓練に取り組み、どういった体験を通して、何を得ているのかを適切に発信し、家族の希望につなげる。また、連絡会、オープンプログラム、リコーダーステージなどの事業所活動への参加を声掛けし、事業所の雰囲気をお伝えするとともに、家族同士のピア活動の機会にもする。

②家族との対話の機会を定期的に設ける

家族との定期的な対話の機会を設定することで、家族から事業所へ発信しやすい状況を創る。具体的には、利用者の個別支援計画モニタリングに合わせて、家族面談を設定する。

(4)地域における生活訓練のニードを広げる

医療機関、相談支援事業所を対象にした出張説明会や、誰もが気軽に事業所を体験できるオープンプログラムを実施する。また、フリースペースの共同開催など他の社会資源との合同プログラムを設定する。

(5)地域にとけ込み、活かされ、地域の力を支援に活かす

①地域での役割を確立する

これまでの活動で自治会や商店街の一員として存在を認められ、それらの組織活動での役割も得た。今後は、事業所が、この地域で暮らす様々な方が関わり、つながり、リハビリをしていく場として地域に認識され、それを期待されることを目指す。

②地域の持つ力を開発し、支援に活かす

事業所という社会を利用者と職員だけで完結させないために、自治会や地区福祉委員会、ボランティアによるマンパワーを活かしたプログラムを展開する。

4. 営業日、日課、年間予定ほか

営業日、 時間、休日	原則 月曜日の9時00分～18時00分 原則 土、日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日	
サービス 提供時間 日課	9:30 ～ 生活技術・作業プログラム 12:00 ～ 昼食会・休憩 13:00 ～ 勉強会	14:00 ～ 文化活動・学習・ 軽スポーツ 15:00 ～ 個別支援プログラム
年間予定	外出プログラム(毎月1回)、連絡会(毎月1回)、実習生受け入れ(年1回)、 障がい者施設歯科健診(10月)、防災訓練(年3回)、第三者委員との懇談 会(年1回)、地域行事への参加(随時)	

事業計画書

2020年度 指定生活介護事業所 ブルーリボン・きらめき

1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が、ブルーリボンきらめきに安心して居続けることができ、お互いが尊重し合い、それぞれの生き方を選べるような場と活動を提供する。
- (2)地域との繋がりを活性化させるとともに、事業所が地域の中で担っている役割を意識しながら、利用者が地域の一員であることを感じることができる支援を提供する。
- (3)利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政と協働した体制で支える仕組みを構築し、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。
- (4)関係機関との連携や協働を密にし、制度に繋がっていない当事者の利用促進に努める。

2. 生活介護事業としての支援目標

- (1)全ての活動において、ストレングスの視点を持ちながら利用者のニーズを確認し、利用者の持つ可能性を引き出していける支援を行い、ニーズに合わせて新たな活動を構築する。
- (2)生産活動や創作的活動を通して利用者がお互いの個性を尊重しあい、達成感や充実感を得ることで、地域で生活する意欲が増進するよう支援する。
- (3)利用者が利用者自身の生き方について語りあい、また自分の思いを表現できる場を提供することで、利用者の自己肯定感を高めていくことができるような支援を行う。
- (4)生活面において利用者が抱える悩みを気軽に相談できる環境を整備し、生活上の背景や環境との関係にも着目した相談支援を行う。
- (5)精神保健福祉の現状を地域に発信し、利用者の生活を支える基盤の構築を地域に働きかける。また地区福祉委員やインフォーマルな資源を活用し、利用者と地域の距離を一層縮めることができるように支援を行う。
- (6)制度に繋がっていない当事者の利用の受け入れを積極的に行うため、ブルーリボンきらめきの魅力を、様々な形で発信する。

3. 各事業所それぞれの支援

(1)ブルーリボンで行う支援

○地域連携

ブルーリボンの活動を利用者主体で発信することを通し、人との繋がりを実感しながら地域の一員として活動できる場を増やしていく。また地域のニーズ把握に努め、ブルーリボンと繋がることで、地域生活向上をサポートできるように地域の繋がりの場となる機会を増やしていく。

○生産活動

利用者のニーズに寄り添いながら、個々の思いを表現した生産活動に取り組めるよう、

従来の活動も大切にしながら新しいものも取り入れ、誰もが参加できる活動になることを目指す。活動を通して自己肯定感や充実感を生み出し、活動意欲に繋がるように支援する。

○利用者の将来を見据えた支援

ブルーリボンの活動は利用者が作るという雰囲気大切にしながら、見通しを持った働き掛けをすることでそれぞれの目的や希望に添った支援を行う。そのために、家族や他の支援機関と連携を取りながら支援する。

(2)きらめきで行う支援

○生活の意欲を高める支援

安心して過ごすことのできる居場所としてサロンの提供を行いながら、利用者のニーズに沿ったプログラムや生産活動を行い、利用者の自信が回復し、生きていくための意欲が増進するような支援を行う。

○グループの持つ力動を活かす

様々な活動をグループワーク形式で行い、人との関係性の構築や、他者と共に一つのものを作り上げていく経験を増やしていくことで、人と共に生きていく意識が向上するような支援を行う。そのために、地域住民の力もきらめきの活動に積極的に取り込んでいく。

○地域に開かれたきらめきを目指す

関係機関や五月が丘福祉委員会・防災委員会との連携を強化することで、きらめきの活動を発信し、地域に開かれた事業所運営に努める。そのことで新規の利用者の確保を目指すことと、利用者にとって暮らしやすい町になるよう精神障がい理解を促進していく。

4. 職員の資質向上を目指して

職員の資質向上をめざし、当事者の声を聞く講演会、権利擁護や利用者等との関わりに関する研修に参加し全職員で共有する。また日々の活動からも利用者への支援の在り方を検証し、すべての職員が高い意識で支援に取り組めるように、職員会議の内容を強化する。

5. 営業日・日課・年間予定ほか

	ブルーリボン	きらめき
(1)営業日	原則月曜日から金曜日	
(2)休日	原則土・日・祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日	
(3)サービス提供時間	原則開所日の9時～17時 (火曜日は19時、木曜日は18時まで)	原則開所日の10時～18時
(4)日課	9:00～開所・喫茶営業 10:00～コーヒー染め・プログラム 17:00～閉所	10:00～サロン開所 各種プログラム・生産活動 18:00～閉所
(5)年間予定	防災訓練（年3回）、障害者施設歯科健診、連絡会、地域交流	

事業計画書

2020年度 指定就労継続支援 B 型事業所 サフラン

1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。
- (2)利用者がサフランで継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。
- (3)「人と人」「地域とサフラン」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

2. 支援目標

- (1)利用者の事業利用目的を把握し、就労継続支援 B 型計画に基づいて多様なサービスや生産活動を提供する。
- (2)利用者が安心してサフランで働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。
- (3)就労のために必要な情報を提供し、希望があれば就労支援機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。
- (4)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。
- (5)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

3. 支援内容

(1)就労継続支援 B 型計画を作成

一人ひとりの利用者から十分に話を聞き、ニーズを把握する。利用者のニーズを基に就労継続支援 B 型計画を作成し、計画に沿った支援を提供する。

(2)生産活動（弁当の製造販売及び配達、自主製品製作販売、清掃やバザー等事業所外活動）

利用者が働くことや製品づくりについて学ぶ機会を作り、生産活動の中で自分の長所を発揮し、地域で自信と意欲をもって暮らしていけるよう支援する。

弁当づくりは利用者が作業を通して自分の力に自信をもち、目標をもって取り組んでいけるよう、調理スタッフと連携しながら技術向上への支援と作業への評価を行う。また吹田市配食サービス事業の委託注文数の減少に対応し、サフラン近隣住民への配達件数を増やし「地域に役立つ弁当屋」となるよう広報活動や営業活動を行う。

自主製品製作は品質と芸術性の向上を続けられるよう、外部の展示会や制作現場の見学、研修を行う。そして利用者が新たな可能性を拓き自己表現の機会となるよう発表の場を確保する。

また、これらの作業が合わない利用者には、シール貼りなどの内職作業を提供する。

(3)生活支援

新たなニーズや利用しているサービスへの細かな相談に対応できるよう相談体制を維持する。利用者のニーズに応じて高齢者デイサービスやヘルパー、生活介護事業など、サフラン以外の多様な福祉サービスを利用できるよう、サービス機関との連絡調整を行う。一方で利用者がより豊かな生活を送れるよ

う、サフラン内での活動を充実させる。

(4)就労支援

サフランを就労の場として利用する利用者が、安心して働きステップアップできるよう、体調や希望、習熟度に合わせた働き方や仕事内容を提供する。就労への希望を持つ利用者には施設外就労として、障がい者支援交流センターあいほうぶ吹田での施設清掃作業を職場実習の機会として提供する。また、就労支援機関の職員やその利用者と交流する機会を作り、一般就労への道がいくつもあることを知っていただく。

(5)地域交流活動(青山台地区住民との交流、連絡会、サフラン総会の実施)

福祉事業所としての側面だけでなく、安心して食べることのできる弁当屋として地域に根付いていく。利用者と地域とをつなぐ役割を期待して地区福祉委員会との交流やボランティアの受け入れを積極的に行う。

(6)家族への支援

家族が思いを語り合える場、情報交換の場として、定期的に家族茶話会を開催する。利用者家族ばかりでなく精神障がい者を家族に持つ方を広く受け入れることで、当事者と家族の孤立を防ぎ必要な支援とつながれるよう努める。希望に応じて勉強会などを開催する。

(7)職員の資質向上のための取り組み

虐待防止を含めた人権への意識や支援技術の向上を目指し、法人内外で実施される研修へ積極的に参加する。研修で得た知識は伝達研修により受講していない職員へ周知する。また支援計画や日々の支援内容について内部で学習会を行い、利用者への理解を深めて、よりよいサービス提供に努める。

4. 年間予定

定例
連絡会、家族茶話会、レク、サフカフェプレミアム、作業 Mtg(紙漉き&さをり)、メンバーMtg、SST、野菜販売 月1回
配達 Mtg、調理 Mtg 年4回
不定期
バザー出店(浜屋敷、商店会夏祭り、青山台福祉ふれあい祭り、ハートふれあい祭り) 障がい者週間の集い、さたけん家障がい者週間の集い、青山台地区福祉委員との交流活動 避難訓練及び防災学習会、食品衛生学習会、第三者委員との懇談会、サフラン総会、展覧会、フリースペース、事業所歯科検診、生産活動に係る利用者向け研修、忘年会&クリスマス会、旅行(1泊・日帰り)、生産活動研修

事業計画書

2020年度 相談支援事業 シード

1. 事業運営基本計画

- (1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。
- (2)地域において障がい者を支えるネットワーク拡充のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。
- (3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。
- (4)相談支援事業所の数および質の向上を図り、のぞみ福祉会が目指す相談支援の在り方を実践していく。

2. 事業内容

(1)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

- ・利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う。
- ・ヘルパー事業所や日中活動の事業所、教育機関などの利用が必要な場合は、利用申請や利用定着の支援を行う。
- ・相談の内容により、専門性の高い機関へつなげる。
- ・利用者の個性を把握し、障害福祉サービス事業者に対して「その人らしい暮らし」を支援できるように助言、調整を行う。

(2)指定一般相談支援事業(地域移行)

- ・障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談及び支援を行う。

3. 相談支援充実への取組み

- ・利用者と各関係機関との関わりを把握するため、事業所等を訪問するなど積極的にサービス提供場面を確認し、モニタリングに反映する。
- ・相談支援専門員をサポートする体制を整える。
- ・委託相談(障がい者相談支援センター)と連携し、地域で福祉サービスと繋がっていない利用者に情報提供及び、福祉サービスの導入支援を行う。

4. その他

- (1)外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルをアップさせ、より良い相談支援体制を目指す。また吹田市全体の計画相談支援の質の向上を図るため、以下の会議等に積極的に参加する。
 - ・吹田市障がい児者計画相談支援事業所連絡会に参画し、他の委託相談事業所と一緒に、相談支援専門員のニーズに基づいた研修会等を開催する。
 - ・吹田市地域会議に参加し、相談支援専門員が抱える課題を提言し、行政職員や他の相談支援専門員と情報の共有と課題解決に努める。

(2)相談受付時間・休日

・相談受付時間：月～金 10:00～18:00

・休日：土・日・祝日、その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

事業計画書

2020年度 指定共同生活援助事業(介護サービス包括型) エスペランサ
(住居名 エスペランサ(住居1) よつば荘(住居2) ピオラのぞみ(住居3)
プレジールのぞみ(住居4) ピオラのぞみサテライト エスペランササテライト)

1. 事業運営基本計画

- (1)地域の一員として普通の生活を希望する利用者に、「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
- (2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
- (3)関連する法律がさまざまに変化する中であっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

2. 支援目標

- (1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行う。
- (2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
- (3)利用者の生活状況を把握し、医療機関、関係機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
- (4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。
- (5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考え、より実践的な訓練等を行う。
- (6)利用者が近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。

3. 支援内容

(1)共同生活援助計画の作成

利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。

(2)生活に関する支援

共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事提供を行う。栄養に関するアドバイス、調理、買い物など、家事全般への幅広い相談に応じる。

(3)相談支援

訪問による日々の相談、希望や状況に応じた通院時・入院時支援を行う。また日常生活に係るさまざまな情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。

(4)入居者ミーティング

利用者同士の円滑な関係性の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティングを定期的開催する。希望があれば合同行事等にも取り組む。

(5)連絡会

活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に生かしていくため、利用者や利用者家族、世話人、生活支援員、地域関係者等で構成される連絡会を定期的開催する。

(6)適切な支援体制の構築

職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制を目指す。

(7)権利擁護

職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。

(8)地域との関係づくりと安全の確保

利用者が安心して生活できるよう、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また地域住民の理解を深めるための活動も行う。近年の台風の被害等も踏まえ、災害時の備品や備蓄食料を定期的に確認し安全を確保できるよう努める。

(9)健康管理

職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮すべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。

4. 利用者一人ひとりの生活に寄り添う

エスペランサ(住居 1)では、利用者それぞれの年齢や状況、健康状態に合わせ適切に支援する。また、食事提供等を通じ生活の場としての質を担保する。

ピオラのだみ(住居 3)、および各サテライト住居においてはワンルームマンションを利用した個別性の高さを重視しながら、相談を中心として利用者の希望する生活の形が構築できるよう支援する。併せて、連絡体制を確立し、緊急時の対応や健康状態の把握に努める。また、その時の必要度に応じて支援の量を増やせる体制を確保する。

プレジールのぞみ(住居 4)は、共同生活の中で本人の個性や望む生活が尊重されるよう、適切に支援を行う。利用者の生活の場が本人の望む形で広がっていくように、関係機関、病院等とも連携しながら支援する。

5. 年間行事予定

入居者ミーティング、家族連絡会…2か月に1回交互に行う 年12回以上(住居ごと)

防災訓練…年3回程度(独自訓練に加えマンション防災委員会、地区自治会、等と連携)

防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時)

レクリエーション、季節行事など…入居者ミーティングで決定。住居単位や、合同でのレクリエーションも希望により行う。

食事会…行事食や旬のものを取り入れ彩りのある食生活を支援する。